

医政発 0328 第 11 号  
令和 5 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、令和 4 年 9 月 20 日付医政発 0920 第 9 号厚生労働省医政局長通知の「歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

## 歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、各地域の状況に応じた歯科医療施策が実効的に進められるよう、都道府県が地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築に係る政策的な事業を行うことを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

### 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が実施する（１）及び（２）の事業とする。

#### （１）歯科医療提供体制等構築推進等委員会

地域の歯科保健・医療関係者等が参画する会議を開催し、把握した歯科保健・医療の提供体制（提供施設・従事者）及び地域住民の状況に基づき、現在及び将来の課題を抽出・検討し、推進方策及び推進に資する事業等の検討を行う。構成委員には歯科保健・医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とすること。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、医療関係者、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等）

なお、委員会にはワーキンググループ等を設定することができる。また、推進方策等の立案時には評価項目・目標達成時期を併せて設定し、目標に向けた推進方策の実施状況の評価とその改善を行うこと。

#### （２）歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業

地域の実情に応じて、歯科医療提供体制の構築に資するための事業を（１）の検討等に基づき、PDCA サイクルに沿って行うものとする。ただし、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### 4 補助条件

（１） 3（１）に掲げる事業を実施すること。

（２） 従前の事業については、都道府県内での課題・目標が整理されている場合は、当該課題等を参考にして、実施することができる。

- (3) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- (4) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。